

# 書評

## 岩波講座『現代の法11 ジェンダーと法』

(1997 岩波書店・347P ISBN4-00-010771-2 3,400円)



寺尾 美子

法は目に見えない存在である。確かに六法全書を開けばそこに法律の条文は並んでいる。しかし社会の実際において、法が人の顔をして歩いているわけではない。朝起きて夜寝るまでのわれわれの日々の生活は、さまざまな局面において、否、あらゆる局面において、法の影響を受け、法によって規定されている。しかし、法がわれわれの目に見えない存在であるがゆえに、われわれはなかなかそのことに気付かない。

法学部のある女子大が存在しないように、法学は優れて男性の学問であった。これは法学が統治の学であることによる。正義は法の重要な要素であり、そのことのゆえに、とくに近代法以降、『平等』は、法が実現すべき重要な価値とされてきた。女性の地位の向上も、この近代法における『平等』というチャネルを通じて主張され、実現がはかられてきた。

性に基づく差別を禁じ、家族制度における両性の平等を規定し、女子に参政権を付与した日本国憲法は、当時の水準からは、きわめて進んだものであった。この憲法の下、民法の家族に関する規定をはじめ多くの法律が改正され、法は社会を大きく変えた。このことの結果、たとえば大学進学の機会のように、少なくとも形式的には、従来は女性に閉ざされてきた様々な機会が女性たちにも開かれた。

社会において、男女は異なる役割を営んできた。その役割は、政治力、経済力、すなわち、社会を動かしていく力において、対等なものではなく、この意味で上下の関係におかれたものであった。そして男女間の社会的役割の差異は、性別に由来する差異、性の特性に基づく差異であると説明され、正当化されてきた。女性を解放した新憲法は、一方では、この特性論により正当化されていた従来の差別の多くを除去したが、他方では、部分的にこれを受け入れ、男女による異なる取り扱いを残した。新憲法の下に成立した法体系は、たしかに当時としては時代を先取りしたものであった。そして法が時代を先取りしたものであったがために、『平等』を価値と認識する法律家や法学者たちも、法は機会の平等を提供したのだから、後は女性たちの努力の問題であると考えた。

戦後50年経った現在でも、総理府の世論調査によれば、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせると、全体で75.6%、男性だけでも70%が、男性の方が優遇されていると感じている。しかし法の目には、厳然と存在する社会の不平等——たとえば、雇用におけるそれは、従来、女性側の努力不足の問題や、両性の性的特性とそれによる社会的分業体制の問題、すなわち『事実』の問題であり、平等を重要な価値に掲げる『法』の課題とは捉えられてこなかった。(たとえば雇用機会均等法は内発的な改革ではなかった。) 法律家や法学者たちは、社会に残る男女のおかれている状況の差異を、自分たちの課題としては認識してこなかったのである。

性差とされるものの多くが、すなわち、社会における性別役割分業を説明し、正当化してきたものの多くが、男女の生物学的差異(sex)に基づくものではなく、実は社会的・文化的に形成されたもの(gender)によることを明らかにしてきた近年の女性学の発展は、法に大きな衝撃を与えるにはおかしいはずである。法はジェンダーを形成する社会や文化のバックボーンのひとつである。法が、『事実上の不平等』の形成に中立的ではなく、むしろこれに寄与しているとすれば、『平等』を重要な価値として標榜する法が、そのあり方を総点検する必要に迫られることは、あまりにも自明なことであるはずである。

しかし現在のところ、この『ジェンダーの発見』の衝撃は、まだわが国の法学界には本格的には及んでいない。このことは、本書の中で、辻村みよ子氏や紙谷雅子氏が指摘するように、男性の学とされてきた法学分野における女性研究者の少なさと無関係ではあるまい。しかしそのことと並んで、上述の歴史的的背景、すなわち、紙谷論文も指摘するように、戦後の法体系のもとでは「『少なくとも法律上は、完全な男女同権が実現されている』と理解してきた」とことが重要であろう。すなわちこれらの事情から、法とジェンダーとの関係を明らかにすることは困難な作業となっているのである。

本書は、この困難な作業、未だ未開拓の分野に、正面から、かつ体系的に取り組もうとした野心的な著作集であ

る。女性学のシリーズではなく、「現代の法」全般を睨んだ講座もの一巻として、『ジェンダーと法』が編まれたことの意義は極めて大きい。講座編者の一人である高橋和之氏（憲法学）は本書冒頭で語っている。「日本においても性差別・性支配の実態が否定しえないものであるとすれば、フェミニズムの思想・運動に支えられた法学の可能性を探ってみる価値はあるであろう。なぜなら、法学は次のような意味においてフェミニズムと深い関わりをもつはずだからである。第一に、性差別・性支配が社会構造として存在するとすれば、それは構造を規定する法制度の中に現れているはずであり、その剔抉は法学の課題でなければならない。第二に、法的手段は性差別・性支配構造の解体を目指す際の重要な過程を提供しうる」と。

本書は、「I フェミニズムと法理論」「II 法に基づく役割分担と性支配」「III セクシュアリティーの再構成」の三部から構成される。総論編・理論編である第I部では、まず辻村みよ子氏が「性支配の法的構造と歴史的展開」と題する論文で、「女性の上に強固な性支配構造を築いてきた権力装置としての法理論・法制度の展開を、歴史的・構造的に検討する」という課題に取り組んでいる。氏は、「とりわけ社会学を中心とした日本の従来のフェミニズム論には、権力論すなわち国家権力や政治的・社会的権力の構造的把握の視点が不足していた」こと、それらの研究が「家父長制や家族など社会科学諸領域に共通する問題を対象としながら、法学や法史学などの隣接諸科学の成果をとりいれて共通言語で議論する努力を必ずしも十分にしてこなかったのではないか」という認識を、この課題設定の理由に挙げつつ、モダニズムの原点である「人権論」の今日的有用性の再認識を説く。続く紙谷雅子氏の「ジェンダーとフェミニスト法理論」は、欧米、特にアメリカを中心に急成長してきたフェミニスト法理論の誕生の背景を描き出すとともに、その発展を概観しつつ、様々なフェミニスト法理論の特徴とそれらの相互の関係を分析、紹介している。わが国の状況との接点にも逐次言及している。続く横田耕一氏の「性差別と平等原則」は、『事実上の不平等』を残した従来の憲法学の限界を分析しつつ、憲法学の手法により、性差別問題にいかに肉薄できるかを模索している。

第II部の浅倉むつ子氏の「労働の価値評価とジェンダー支配の法構造」は、そのほとんどが女性によって担われているアンペイド・ワークを取り上げる。実際の社会はそれなくしては成り立ちはしない重要な労働を、従来の法は不可視の存在としてきたこと、そしてこのことが「性差別・性支配」の重大要因であったことを明らかにするとともに、その改善のための実際的提言を模索している。二宮周平氏の「家族法と性別役割分業：法的仕組

みの現状と改革の動向」は、民法学の立場から、従来の家族法が、いかに戦後の性別役割分業型家族を支えてきたかを分析した後、今後の改革の向かうべき方向を示唆している。奥山明良氏の「企業と性支配」は、わが国の女性労働の現状を総合的に分析し、その背景にある「企業社会と性支配」の構造を明らかにしたうえで、現在その前提が経済社会的変化により変容を迫られている状況を踏まえつつ、今後進むべき変化の方向を探っている。

第III部の高橋和之氏の論文「ポルノグラフィーと性支配」は、マッキノンのポルノ論が、従来の《猥褻》規制法の何をどのように攻撃し、批判したか、そしてそれが、どのような意味において従来の憲法理論の根底を揺さぶる衝撃度を備えたものであったかを、彼女の条例制定活動の顛末とともに、明解に紹介分析している。アメリカにおいて、法がどのようにフェミニズムに出会ったのかを知る上で好著ともなっている。続く若尾典子氏の「女性の身体と自己決定：性業労働をめぐって」は、性業（＝売春）労働に従事してきた（歴史的にはその多くが直接的・間接的に「従事させられてきた」）女性たちを、わが国の法がどのようにその体系のなかに位置付け、管理してきたかを歴史的に分析している。幕藩体制下から明治の近代法体系へ、そして女性を解放したはずの戦後体制への変化の過程で、法がいかに巧妙に、変化したはずの法体系の中へ既成の社会の現実を持ち込んでいったかを分析している。戒能民江氏の「ドメスティック・バイオレンスと性支配」は、近代法とドメスティック・バイオレンスの関係を歴史的に分析した後、日本における現在の問題状況を分析している。本書最後の論文、戸塚悦郎氏の「国際法から見た日本軍性奴隸問題」は、わが国では一般に「従軍慰安婦問題」と呼ばれている問題と国際法との関係を、この主題に関する国際法の法源と、国連等の国際機関のこの問題への対応の経緯を丹念に跡付けることによって明らかにし、この問題への立法的解決の意義と重要性を明らかにしている。

本書の紹介に入る前に、法とフェミニズムの関係に大幅に紙幅を費いたのは、本書の主題の困難性と重要性を、おそらくは本誌読者の中心層である、女性学の徒である方々に認識していただきたかったからである。本書は本格的な法学の論文集であるため、専門外の読者には決して読み易くはない。前述したような意味で、困難な課題に取り組む書であるために、法律家にとっても難解さが漂う論稿も少なくない。しかし高橋氏も言うように「法のみによって問題を解決することはできないにしても、法の助けなしに解決することも困難なのである」ことは、法学者の思い込みと片付けることのできない事実である。

（東京大学 教授）